

感染症予防及びまん延防止のための指針

令和6年3月

社会福祉法人 当別町社会福祉協議会

1 目的

社会福祉法人当別町社会福祉協議会（以下、「法人」という。）の各事業所における感染症の予防及び感染症発生時のまん延を防止するための各種活動や体制を整備することを目的として、本指針を策定する。

2 法人における感染症予防に関する基本的考え方

利用者の生活の質（ＱＯＬ）の維持・向上のため、日頃から感染症の予防に留意し、感染症発生の際には原因の速やかな特定及びまん延防止に努め、早期収束を図ることは法人にとって重要である。特に介護事業所（デイサービスセンター、ホームヘルプステーション）には、感染しやすい者、感染した際に重症化する危険性の高い（ハイリスク）利用者が多数いることを踏まえ、法人内感染予防等の対策を全職員が把握し、適切かつ効果的な対応を行うことが求められる。組織が一丸となって感染症予防等の対策に取り組むため、法人内に感染症予防等対策委員会を設置する。併せて、全職員が感染症予防等の対策に取り組める環境づくりが重要であるため、正しい知識の体得と技術の向上を図るための研修会を定期的を開催する。

3 感染症予防対策委員会の設置

事業所内における感染症予防対策及び感染症発生の際のまん延防止対策に取り組むため、感染症予防対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（１）委員会の構成及び委員の役割

委員会の構成及び各委員の役割は、次のとおりとする。

- ① 管理者・担当係長
事業所運営全般の指揮
- ② 看護職員
感染症予防等の対策全般の指揮
- ③ 介護・主任職員
感染症に関する現場情報の収集・報告
日常的なケアからの異常早期発見
感染症まん延防止対策に沿った介護・介助の提供
- ④ 生活相談員
本人・家族への情報提供、心理的サポート
- ⑤ その他

(2) 委員会の業務

委員会は、年1回開催のほか、委員長の招集により必要に応じて随時開催し、次に掲げる事項について審議する。

- ① 地域、類似分野での感染に関する情報収集、分析、対策計画の検討
- ② 利用者の健康状態の把握、分析、対策計画の策定
- ③ 職員の健康状態の把握、分析、対策計画の策定
- ④ 感染症対策に関する職員研修の企画立案
- ⑤ 各事業所における感染症対策実施状況の把握、分析、対策計画の策定
- ⑥ その他、感染症対策に関すること

4 職員研修の実施

法人の職員を対象として、感染症予防等対策の知識・技術の習得・向上を目的として、委員会の企画立案により、以下のとおり実施する。

- ① 新規採用職員対象
新規採用時に基本的な感染症予防等対策に関する研修を実施する。
- ② 全職員対象
全職員を対象として、感染症予防等対策に関する研修を年1回以上実施する。
- ③ その他
その他、必要と思われる対象者に、必要と思われる時期に研修を実施する。

5 訓練（シミュレーション）の実施

感染症発生の際の対応能力を高めるため、具体的な設定条件の下での訓練（シミュレーション）を、次のとおり実施する。

- ① 全職員を対象として、全体あるいは各事業所ごとに実施する。
- ② 実施回数
年1回（必要に応じて2回以上）実施する。
- ③ 実施方法
訓練対象となる感染症、原因物質、対応場面（嘔吐時など）を設定し、発生時の具体的な対応方法について、実技を用いた実践形式で訓練する。

6 平常時の対応

平常時の感染症予防等の対策は、次のとおりとする。

(1) 日常的な衛生管理の徹底

- ① 日頃より整理整頓を心掛け、1日1回以上こまめに清掃する。使用した雑巾などは、その都度洗浄、乾燥する。
- ② 机、床上などに目視できる血液、排泄物、分泌物などが付着している場合は、ゴム手袋を装着し消毒用アルコールで清拭後、湿式清掃し乾燥させる。
- ③ 浴槽、浴室はこまめに清掃する。
- ④ トイレは、午前・午後各1回（必要に応じて1回以上）こまめに清掃する。
- ⑤ 排泄物の処理後は、十分な手洗いと手指消毒を徹底する。
- ⑥ 利用者の血液、体液等の取り扱いには最新の注意を払う。

(2) 標準的な感染症予防対策

- ① マスク等の着用及び手洗い・手指消毒の徹底
- ② 業務開始前の手洗い、又は手指消毒
- ③ 飲食物配布前の手洗い
- ④ 排泄物などの処理後、トイレや風呂の清掃後、嘔吐物処理後の手洗い及び手指消毒
- ⑤ 手洗いは、「石鹸で10秒以上もみ洗いした後、流水で15秒以上洗い流す」を2回繰り返す

(3) 利用者の観察

職員は、利用者の異常をより早期に発見するため、日頃から注意深く健康状態等を観察する。その際、特に以下の症状を発見した場合は、速やかに対応する。

- ・発熱 ・嘔吐 ・下痢 ・咳 ・鼻水 ・痰 ・発疹 ・嗅覚、味覚障害
- ・その他感染症を疑う症状 など

7 感染症発生時の対応

感染症が発生した際には、まん延防止のため次のとおり速やかに対応する。

- ① 感染が疑われる場合は、直ちに管理者及び看護職に報告すること。
- ② 介護・介助職員は、排せつ物や嘔吐物等の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう細心の注意を払うこと。
- ③ 看護職は、被害を最小限とするため、必要な処置、他職員への指示、利用者への助言など速やかに対応すること。
- ④ 看護職（感染症対策担当者）は、発生状況の把握及び感染拡大の防止に努めること。
- ⑤ 係長、主任介護職は、直ちに事務局長に報告し、その指示を仰ぐこと。
- ⑥ 職員は、別に定める感染症対応マニュアルに沿って、速やかにまん延防止策をとること。

8 本指針の公開（閲覧）方針

本指針は、各事業所に常設し、公開を原則とする。利用者、家族等から閲覧の求めがあった場合は、これに応じるものとする。

9 その他

本指針は、委員会において定期的に見直し、必要に応じて改訂するものとする。改訂時には、改訂内容について、全職員に周知徹底する。